

消防団協力事業所に登録してみませんか？

現在、島根県内の消防団員数は、10,487人（令和6年4月1日時点）です。
その内、事業所等に雇用されている消防団員の割合は、85.3%（令和6年4月1日時点）と高い割合となっています。

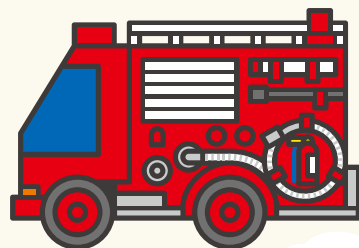
過去5年間を見ても、毎年85%前後の割合で推移しており、消防団員が活動を行う上で、雇用者側の理解が年々重要となってきています。



消防団協力事業所表示制度とは

消防団活動に協力している事業所を、「消防団協力事業所」として総務省消防庁や市町村が認定し、地域への社会貢献を果たしていることを評価する制度の事です。

消防団協力事業所として認定された事業所等には、表示証が交付され、掲示することによって、社会貢献の取組を広くPRすることができます。



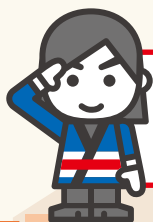
消防団協力事業所として認定されるには

認定・登録は、各市町村で行っており、認定基準等は、申請する市町村ごとに異なっています。

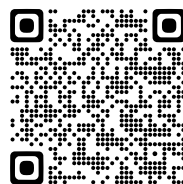
認定基準の一例

- 従業員が、消防団に相当数入団している。
- 従業員の消防団活動に積極的に配慮している。 など…

各市町村の
消防団事務局
連絡先は
こちら



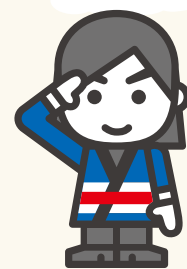
手続きの方法も各市町村で異なっておりますので、検討されている・興味がある方は一度各市町村にお問い合わせください。



消防団協力事業所に認定されると



双方にメリット があります!!



事業者側のメリット

1. 事業所に対する 優遇措置制度があります!

島根県では…

1. 入札に関して総合評価にて加点があります!
2. 「島根県まち・ひと・しごと創生資金」において、事業所への融資制度があります!

制度の具体的な内容は、以下のQRコードよりご確認ください。

また、市町村によっては、優遇措置制度を設けているところがございますので、各市町村にお問い合わせください。

入札制度に
関することは
こちら



融資制度に
関することは
こちら



2. 地域に向けて、社会貢献を しているPRになります!

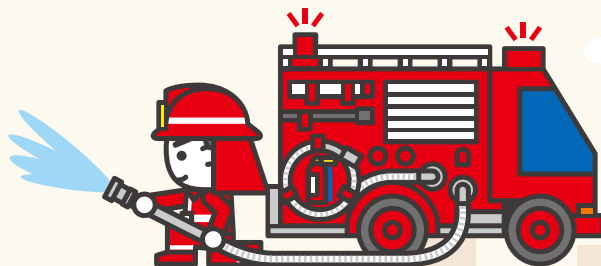
防災意識が高まっている中、地域防災力の担い手である消防団の活動に協力していることは、間接的に地域の方々を守る企業という、自社のイメージアップにつながります。

従業員（消防団員側）のメリット

1. 消防団活動の際、事業者側からの配慮があったり、災害時に事業所の資機材等を使用できたりします。

事業者からの協力体制内容は、事業所によって様々です

2. 事業所内に他の消防団員の方がいるので、消防団活動に関する相談や協力を得ることができ、仕事と消防団活動の両立がしやすいです。



問い合わせ先

島根県防災部消防総務課 消防保安係
TEL: 0852-22-6260 FAX: 0852-22-5930

E-mail: shobo-somu@pref.shimane.lg.jp

島根県HP



島根県 消防総務課

